主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人小沢秋二の上告理由について。

所論の点に関する原審の事実認定は挙示の証拠により是認でき、その間所論の違法はない。論旨は、ひつきよう原審の裁量に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものであつて、採るを得ない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

入	裁判長裁判官	判官 入	江	俊	郎
長	裁判官	判官 長	部	謹	吾
松	裁判官	判官 松	田	=	郎
岩	裁判官	判官 岩	田		誠